

令和 8 年度 昭和町農事賃金標準額

種別			摘 要	標準額	備考
稲作	耕起と代掻き （トラクター、耕運機）		1 0 a 当たり	1 6, 0 0 0 円	圃場整備地内
				1 7, 0 0 0 円	そ の 他
	トラクター耕起		1 0 a 当たり	9, 0 0 0 円	圃場整備地内
				1 0, 0 0 0 円	そ の 他
	代掻きのみ		1 0 a 当たり	9, 0 0 0 円	圃場整備地内
				1 0, 0 0 0 円	そ の 他
	機械田植え		1 0 a 当たり	1 0, 0 0 0 円	圃場整備地内
				1 1, 0 0 0 円	そ の 他
	稲刈	バインダー	1 0 a 当たり ひも付き	1 0, 5 0 0 円	圃場整備地内
				1 1, 5 0 0 円	そ の 他
稲刈 脱穀	コンバイン	1 0 a 当たり 乾燥まで	2 1, 0 0 0 円	圃場整備地内	
			2 2, 0 0 0 円	そ の 他	
脱穀	ハーベスター	1 0 a 当たり 脱穀のみ	9, 5 0 0 円	助手等は雇主	
水稻育苗		1 箱	9 9 0 円	配 達 代 別	
雇人（一般農作業）			時給	1, 1 0 0 円	
【備考】 ※標準額については、消費税込みとし、賄はなしとする。（8時間/日） ※稲作作業の場合、燃料費は請負者持ちとする。 ※同一作業内容の場合、男女同一賃金とする。 ※田植えについては、雇主が助手等をつけること。 ※本表は、標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件などを勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。上記作業項目にない作業についても協議の上で決定して下さい。					

◎農休み

令和 8 年 6 月 1 3 日（土）～令和 8 年 6 月 1 4 日（日）